

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2014年4月1日より適用されます消費税法の改正に伴い、弊社としての対応を下記の通りご連絡申し上げます。ご理解のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新税率の適用

- 消費税率変更となる2014年4月1日以降に納入する製品及び引渡しとなる請負工事契約につきましては、お見積書、ご契約書等に現行消費税率5%の記載がある場合を含め、経過措置(*)適用の場合を除き、新税率8%を適用させていただきます。

(*)経過措置：2013年9月30日までに締結した請負工事契約につきましては、お引渡しが新税率適用日(2014年4月1日)以降であっても消費税率5%を適用致します。なお、保守契約・運用・サービスや機器販売のご契約には適用されません。

2. 差額消費税のご請求に関して

- 経過措置(*)適用以外の請負工事契約のうち、引渡しが2014年4月1日以降となるもので、2014年3月31日までの消費税率5%の出来高請求分につきましては、2014年4月以降に差額消費税として5%と8%の差額3%を別途請求させていただきます。

3. 弊社の仕入に関して

- 平成26年4月1日以降に受領するものにつきましては、消費税率8%を適用させていただきます。
(弊社からの発注書・注文書が消費税率5%の場合も含む)

4. その他

- 2015年10月1日に予定されています消費税率10%への変更に関する弊社対応につきましては、同変更が確定した段階で改めてご案内させていただきます。
- 本件に関しご不明な点がございましたら、下記へお問合せさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先：株式会社エフエスユニ 経理部 経理課

TEL 093-963-8123

FAX 093-963-8329

以上